

【提出締切日 2024年9月27日(金)】

地域担当理事 行

提出日 2024年9月19日

「代協会員懇談会」質問事項等事前報告書

代協名	大阪代協			
質問者	役職	副会長	氏名	隼田 智貴
テーマ	有識者会議報告書の記載内容への違和感			
内容	<p>6月26日に公表された、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書を拝読いたしました。</p> <p>全体的には、今の損害保険業界の諸課題を端的にご指摘いただき、大変勉強になるとともに、今後私たちが如何に損害保険業界を改めて行くべきなのか、非常な緊張感を持って受け止めさせていただきました。</p> <p>その報告書の中に一点、環境認識が私たちと異なっているのでは？と感じる部分がありましたので、日本代協より金融庁にお伝えいただきたく、お願いを申し上げます。</p> <p>報告書 P, 7 の代理店手数料ポイント制度に関する部分の最初の段落に、下記の記載があります。</p> <p><u>代理店手数料ポイント制度は、(中略) 損害保険会社と保険代理店 との間の代理店委託契約に基づき、契約当事者間の協議・合意により決定されている。</u></p> <p>ここに書かれていることの真意は何なのでしょう。少なくとも、毎年通達される代理店手数料ポイント制度の内容、突然引下げが通達される商品別基準代手について、代理店と<u>協議・合意</u>がなされた形跡はありません。</p> <p>常に、保険会社が一方的に定め、代理店に通達されるだけです。</p> <p>今般、代理店手数料ポイント制度についても枠組みの見直しが行われるものと承知しています。日本代協におかれては、今度こそ代理店と保険会社が<u>協議・合意</u>の上、評価基準が策定される制度として定着するべく働きかけをいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。</p>			

注：1 テーマにつき、1 報告書をご提出ください。